

第4次茨城県廃棄物処理計画

～各主体が連携した循環型社会の形成を目指して～

平成28年3月

茨 城 県

目 次

第1章 総論	1
第1節 計画策定の考え方	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の基本理念及び位置付け	1
第2節 計画の期間	2
第3節 計画の対象とする廃棄物	2
第4節 茨城県勢の概要	4
1 本県の特徴	4
2 計画策定に関する指標	4
第5節 利用上の留意事項	7
第2章 廃棄物処理と資源循環等の現状，課題，将来予測	8
第1節 一般廃棄物の現状	8
1 ごみ処理の現状	8
2 第3次計画における目標の達成状況	16
3 し尿処理の現状	17
4 経費の現状	18
第2節 産業廃棄物の現状	19
1 産業廃棄物の現状	19
2 第3次計画における目標の達成状況	28
3 産業廃棄物の広域移動状況	29
4 処理業者，処理施設の許可状況	30
5 産業廃棄物の不法投棄の状況	32
第3節 資源循環等の現状	34
1 各種リサイクル法の現状	34
2 部門別廃棄物の現状	37
第4節 物質フローの現状	39
1 物質フローの概要	39
2 本県の物質フロー	41
3 日本の物質フロー	42
4 本県の物質フローの特徴	42
第5節 低炭素化・自然共生に向けた 温室効果ガス排出抑制・バイオマス利活用の現状	44
1 温室効果ガス排出の現状	44
2 廃棄物系バイオマス利活用の現状	47
第6節 廃棄物の将来予測	48
1 一般廃棄物の将来予測	48
2 産業廃棄物の将来予測	49
第7節 廃棄物処理に関する課題	51
1 一般廃棄物に関する課題	51
2 産業廃棄物に関する課題	51
3 その他適正処理に関する課題	52
4 資源循環・低炭素化・自然共生の統合的な取組に関する課題	52
5 循環型社会形成のための普及啓発等に関する課題	53

第3章 廃棄物の減量化等の目標	55
第1節 一般廃棄物の減量化の目標	55
第2節 産業廃棄物の減量化の目標	56
第3節 産業廃棄物の不法投棄の削減の目標	58
第4章 循環型社会形成に向けた施策の方向性	59
第1節 3Rの推進	59
第2節 廃棄物の適正処理の推進	60
第3節 低炭素社会、自然共生社会への貢献	60
第4節 各主体の連携による取組の推進	60
第5章 計画推進のための主要施策	61
第1節 一般廃棄物に関する施策	62
第2節 産業廃棄物に関する施策	64
第3節 その他適正処理に関する施策	66
第4節 資源循環・低炭素化・自然共生の統合的な取組に関する施策	71
第5節 循環型社会形成のための普及啓発等に関する施策	76
第6章 計画推進のための各主体の役割と進行管理	78
第1節 県民、事業者、処理業者、市町村、県の役割	78
第2節 計画の進行管理	83

第1章 総論

第1節 計画策定の考え方

1 策定の趣旨

本県ではこれまで、平成13年8月に第1次茨城県廃棄物処理計画（計画期間：平成13～17年度）、平成18年3月に第2次茨城県廃棄物処理計画（計画期間：平成18～22年度）、平成23年4月に第3次茨城県廃棄物処理計画（計画期間：平成23～27年度）を策定し、廃棄物の排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）という「3R（スリーアール）」及び適正処理の確保に努めてきました。この間、県民、事業者、廃棄物処理業者、県や市町村等の取組の進展によって、廃棄物の減量化等について一定の成果を上げてきましたが、一般廃棄物の排出量が高い水準にあることや産業廃棄物の不法投棄件数が多いことなどの課題も残っています。

国においては、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会への転換を更に進めるため、平成28年1月に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）を改正したところです。

こうした状況を踏まえ、持続可能な循環型社会の形成に向けた廃棄物処理の取組を更に推進していくため、第4次茨城県廃棄物処理計画を定めるものです。

2 計画の基本理念及び位置付け

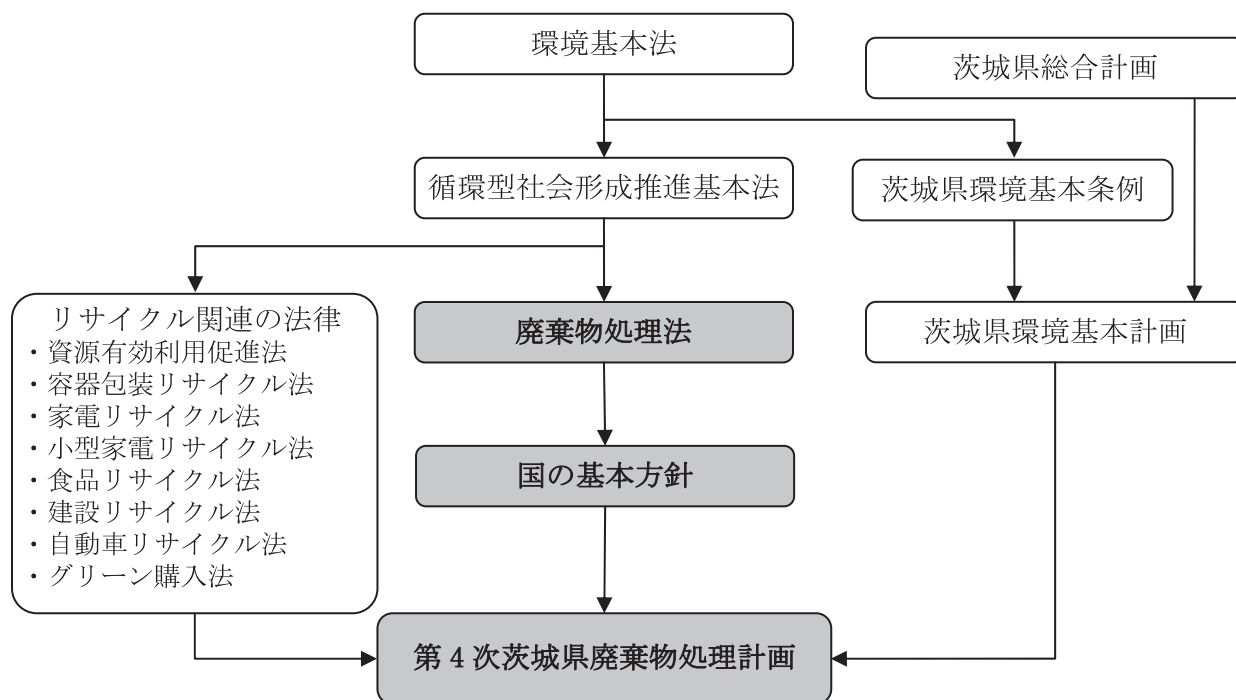
(1) 計画の基本理念

本計画は、行政、県民、事業者、民間団体等の各主体が連携して、廃棄物の排出をできるだけ抑制し、廃棄物となったものは再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的利用を行い、循環的利用のできないものは適正な処分を確保するという「各主体が連携した循環型社会の形成」を基本理念として策定します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5第1項の規定に基づき、国の基本方針に即して策定する、本県における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画です。 （図表 1-1）

図表 1-1 計画の位置付け



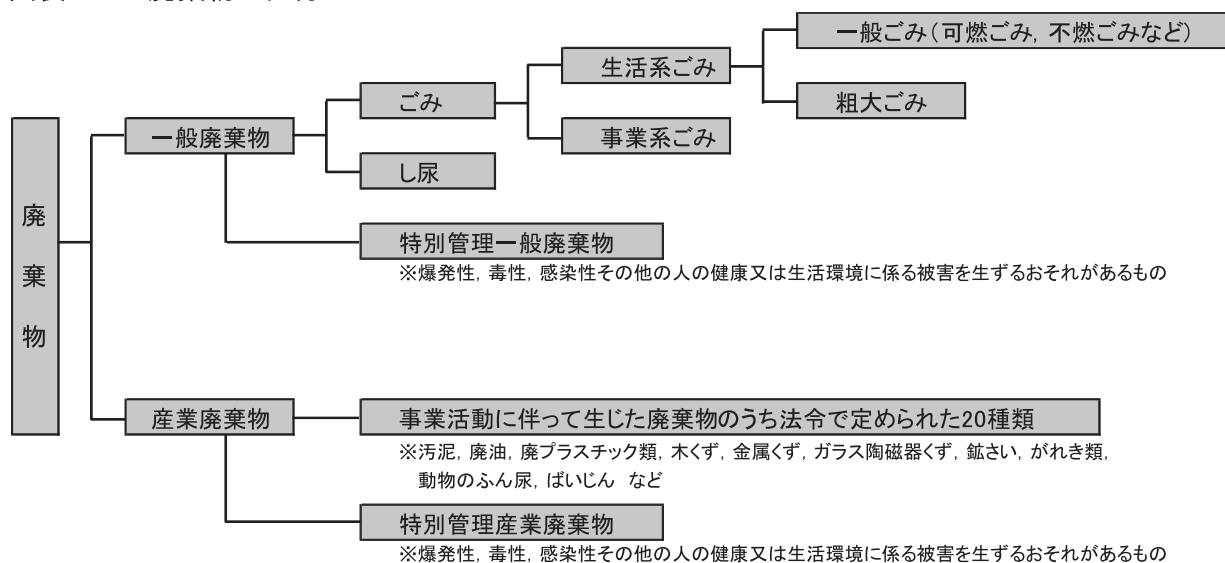
第2節 計画の期間

計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

第3節 計画の対象とする廃棄物

計画の対象とする廃棄物は、廃棄物処理法の定義に従い、県内で排出されるもので、次の図に示すものとします。(図表 1-2)

図表 1-2 廃棄物の区分



参考：廃棄物該当性

廃棄物処理法で定める「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいいます。

この「廃棄物」とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、廃棄物に該当するか否かは、①物の性状、②排出の状況、③通常の見扱い形態、④取引価値の有無、⑤占有者の意思等を総合的に勘案すべきものであって、排出された時点で客観的に廃棄物として観念できるものではありません。

なお、「自ら利用」とは、他人に有償売却できる性状の物をあえて占有者が使用することをいい、他人に有償売却できない物を単に排出者が使用することは「自ら利用」には該当しません。

①から⑤の各種判断要素の一般的な基準は以下のとおりです。

① 物の性状

利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境保全上の支障が発生するおそれのないものであること。実際の判断に当たっては、生活環境の保全に係る関連基準（例えば土壌の汚染に係る環境基準等）を満足すること、その性状について JIS 規格等の一般に認められている客観的な基準が存在する場合には、これに適合していること、十分な品質管理がなされていること等の確認が必要であること。

② 排出の状況

排出が需要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。

③ 通常の見扱い形態

製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。

④ 取引価値の有無

占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。実際の判断に当たっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要であること。

⑤ 占有者の意思

客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他者に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分の意思が認められないこと。

第4節 茨城県勢の概要

1 本県の特徴

本県は、関東地方の北東部に位置し、政治・経済の中心地で大消費地でもある東京からおよそ35kmから160km圏にあります。県北地域は阿武隈・八溝山系の山々が連なるとともに、変化に富んだ海岸線など優れた自然景観を有しており、県央から県南西地域にかけては肥沃な平地が広がる穀倉地帯となっているほか、筑波山や全国第2位の面積を有する霞ヶ浦、ラムサール条約登録湿地である涸沼など、水と緑に恵まれた多彩な県土を形成しています。

さらに、全国第4位の広大な可住地面積を有しており、ゆとりある居住環境を備え、都市的な生活と自然の豊かさを享受できる、暮らしやすい環境にあります。(図表1-3)

産業構造は、第2次産業の占める割合が全国値より高く、日立地区には高度なものづくり産業が、鹿島地区には鉄鋼・石油化学などの素材産業が集積しています。また、つくば地区には国をはじめとする高度な研究機関が、東海地区には原子力関係の研究機関が集積し、茨城港常陸那珂港区には石炭火力発電所が立地しています。

こうした中で本県は、農業産出額が全国第2位と、農林水産物の一大生産拠点として、首都圏の食料供給に重要な役割を担っています。

図表 1-3 茨城県の面積と人口

	全国	茨城県	茨城県の順位
総面積(万ha)	3,780	61	24
可住地面積(万ha)	1,222	40	4
経営耕地総面積(万ha)	363	12	5
森林面積(万ha)	2,508	19	39
人口(千人)	127,083	2,919	11
世帯数(千世帯)	51,842	1,087	13

出典：平成26年全国都道府県市区町村別面積調
統計で見る市区町村のすがた2015

2010年世界農林業センサス

林野庁ホームページ「都道府県別森林率・人工林率」
平成26年人口推計年報

※ 都道府県別人口を比較するため、人口推計を用いた。図表1-4においては、本県の人口の経年変化を示すため、常住人口調査を用いた。

平成22年国勢調査報告

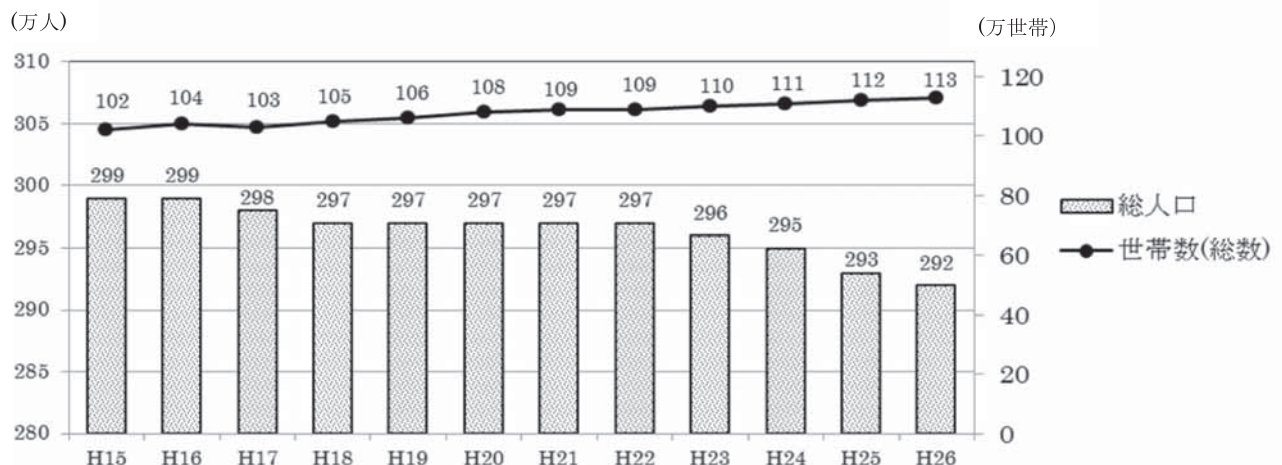
※ 都道府県別世帯数を比較するため、国勢調査を用いた。図表1-4においては、本県の世帯数の経年変化を示すため、常住人口調査を用いた。

2 計画策定に関する指標

(1) 人口及び世帯数

平成26年10月1日現在の本県の人口は約292万人で、平成23年度以降減少傾向となっています。平成26年10月1日現在の総世帯数は113万世帯で、平成18年以降増加傾向にあり、1世帯当たりの人員は減少傾向にあります。(図表1-4)

図表 1-4 茨城県の人口世帯数の推移



出典：茨城県の人口(茨城県常住人口調査結果報告書)

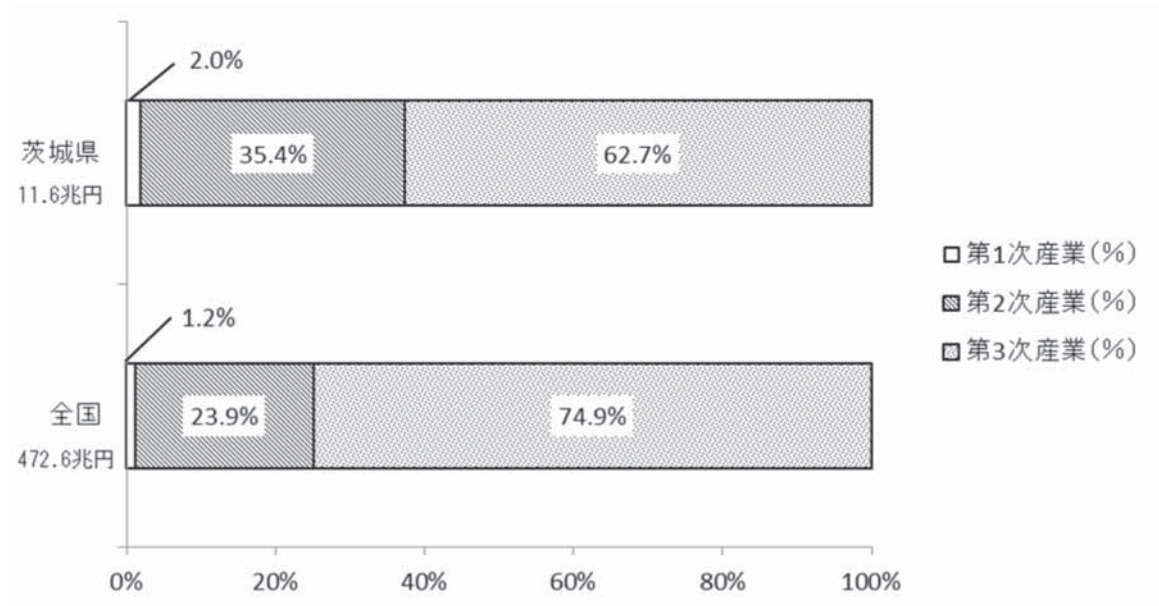
※ 経年変化を示すため、常住人口調査を用いた。

(2) 県内総生産

平成24年度の県内総生産は11.6兆円で、第1次産業が2.0%、第2次産業が35.4%、第3次産業が62.7%となっており、全国と比較すると、第2次産業の割合が高くなっています。

(図表 1-5)

図表 1-5 茨城県と全国の総生産の比較 (平成 24 年度)



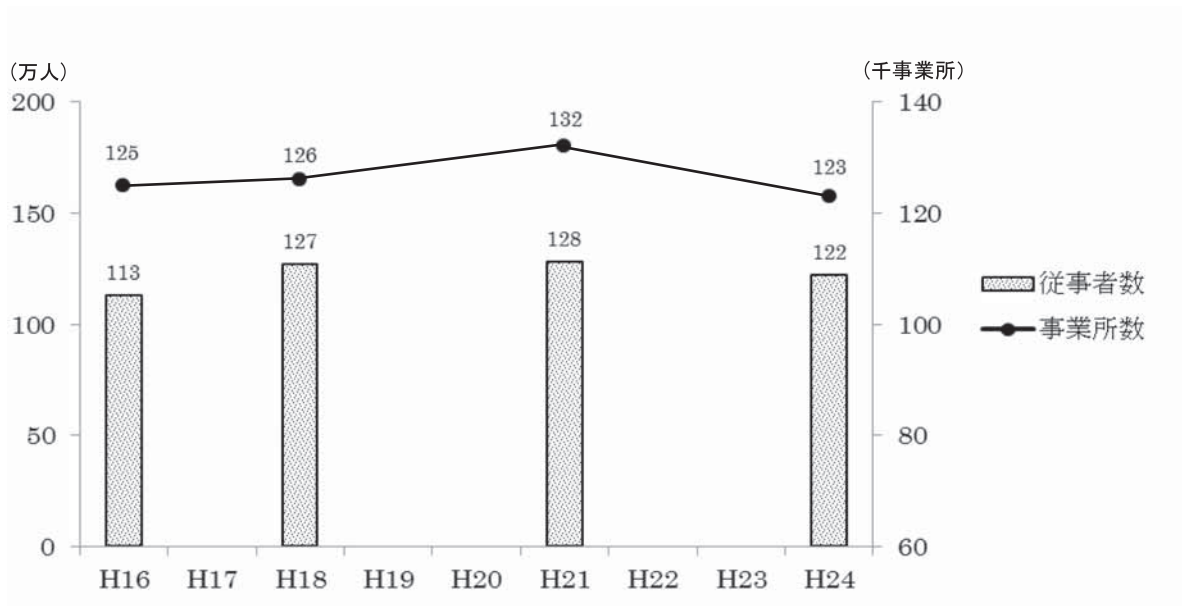
出典：平成 24 年度茨城県県民経済計算
平成 24 年国民経済計算

(3) 事業所数・従業者数

平成24年の事業所数は123千事業所、従業者数は122万人で、事業所数及び従業者数はほぼ横這いとなっています。

(図表1-6)

図表 1-6 茨城県の事業所数・従業者数の推移

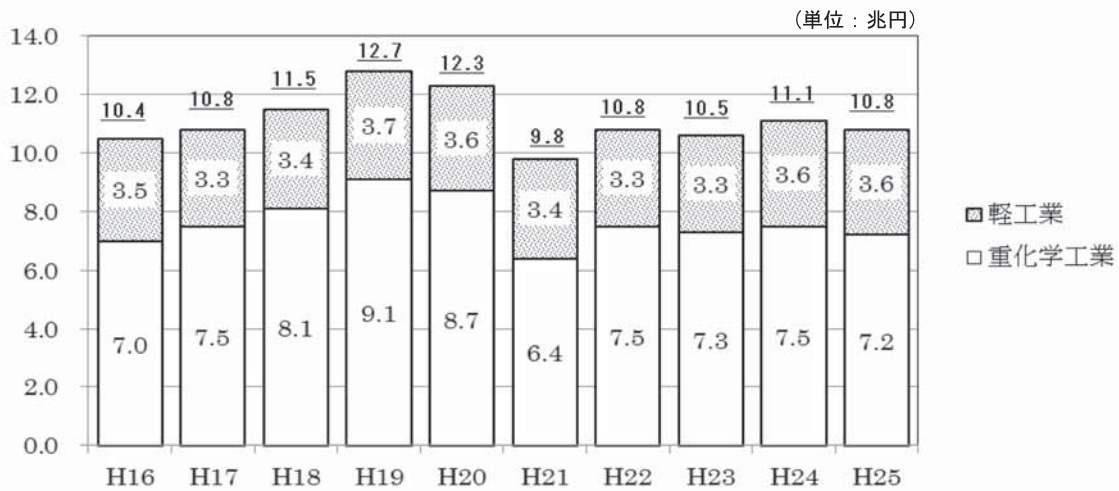


出典：事業所・企業統計調査結果
平成 24 年経済センサス
※ 調査は数年ごとに実施。

(4) 製造品出荷額等

平成25年の製造品出荷額等は10.8兆円で、その内訳は重化学工業が7.2兆円、軽工業が3.6兆円となっており、平成25年は若干減少しました。(図表1-7)

図表1-7 茨城県の製造品出荷額等の推移

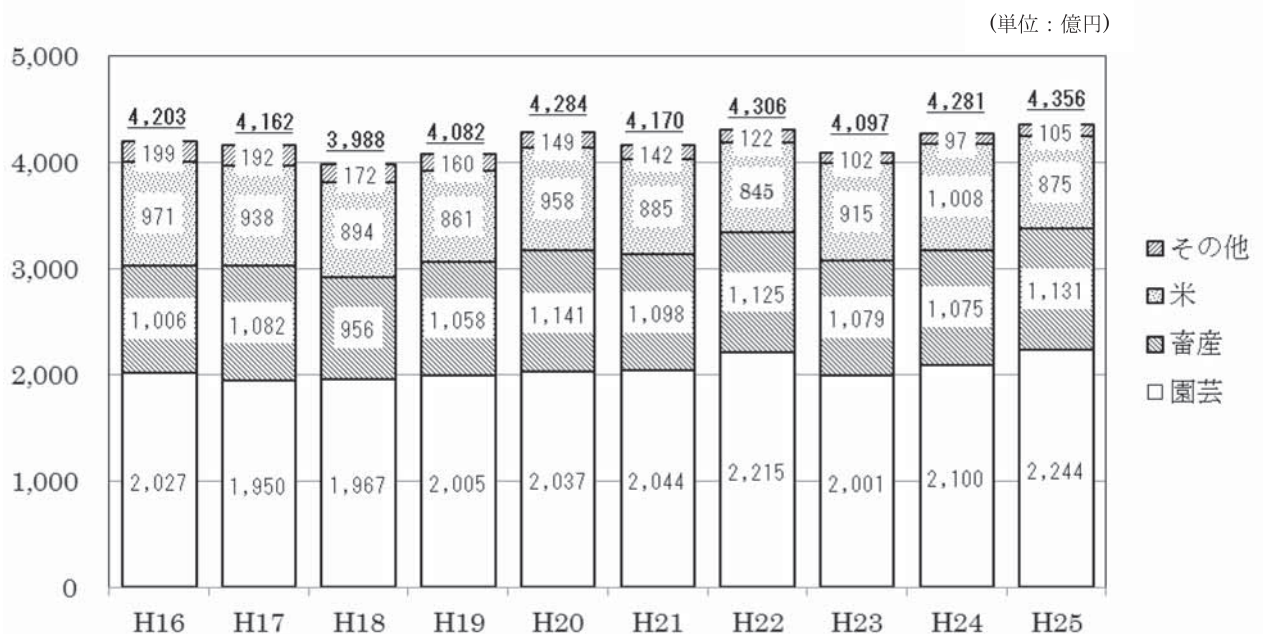


出典：茨城の工業

(5) 農業産出額

平成25年の農業産出額は4,356億円で、その内訳は園芸が2,244億円、畜産が1,131億円、米が875億円、その他が105億円となっており、園芸が増加傾向にありますが、畜産及び米はほぼ横ばいとなっています。(図表1-8)

図表1-8 茨城県の農業産出額の推移



出典：生産農業所得統計

第5節 利用上の留意事項（数値の取扱いについて）

- 本計画に記載されている数値は、単位未満の数値を四捨五入しています。そのため、合計（総数）と各項目の和が一致しない場合があります。
- 一般廃棄物は毎年度調査していますが、産業廃棄物は5年ごとの調査です。そのため、一般廃棄物と産業廃棄物では過去のデータについて記載の方法等が異なります。